

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業

入札説明書

平成 22 年 9 月 3 日 改訂版

独立行政法人日本原子力研究開発機構

目 次

はじめに	1
第1章 対象事業の概要等.....	2
1. 公告日	2
2. 契約担当者	2
3. 事業概要.....	2
4. 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
5. 競争参加資格	6
6. 本入札説明書に関する質問の受付及び質問回答の公表	10
7. 競争参加資格の確認（第一次審査）等	10
8. 競争参加資格がないと認められた理由説明請求の受付及び理由の回答	12
9. 現地見学会	12
10. 入札辞退の受付	13
11. 入札書等及び提案書の受付	14
12. 入札保証金及び契約保証金	16
13. 入札書の開札（入札金額の適格審査）	16
14. 入札の無効	17
15. 落札者の決定方法等	17
16. 基本協定書の締結	19
17. 特別目的会社の設立等	19
18. 事業契約の締結	19
19. 手続における交渉の有無	20
20. 支払条件	20
21. 保険	21
22. 苦情申立て	21
23. その他	21
24. 担当部署	22
第2章 事業実施に関する事項.....	23
1. 事業者の権利義務等に関する制限	23
2. 機構と事業者の責任分担	23
3. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	23
4. 事業実施に関する事項	24
5. その他	25
第3章 提出書類一覧	27

別紙

別紙1 サービス対価の構成及び支払方法

はじめに

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業 入札説明書は（以下「本入札説明書」という。）は、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき特定事業として選定した「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

本事業に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるものほか、本入札説明書（添付資料を含む）によるものとする。また、以下の書類は、本入札説明書と一体のもの（以下、入札説明書を含めて「入札説明書等」という。）とする。

- 1 「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業 様式集」
(以下「様式集」という。)
- 2 「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業 要求水準書」
(以下別表及び資料を含めて「要求水準書」という。)
- 3 「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業 落札者決定基準」
(以下「落札者決定基準」という。)
- 4 「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業 基本協定書（案）」
(以下「基本協定書（案）」といふ。)
- 5 「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業 事業契約書（案）」
(以下「事業契約書（案）」といふ。)

本入札説明書は、平成22年4月27日に公表した「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業 実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問回答（以下「質問回答等」といふ。実施方針及び質問回答等を総称して「実施方針等」という。）を反映したものである。

なお、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合は、本入札説明書の規定内容が優先するものとする。また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるものとする。

第1章 対象事業の概要等

1. 公告日

平成22年7月2日

2. 契約担当者

独立行政法人日本原子力研究開発機構 契約部長 武藤 元久

3. 事業概要

(1) 事業名

幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第II期）等事業

(2) 対象施設

研究施設

(3) 事業場所

位 置	北海道天塩郡幌延町北進 432-2
敷地面積	約 31,000 m ²
用途地域等	原野
接 道	東側：道道稚内幌延線 幅員 7.5m 西側：町道幌延北進線 幅員 2.5m

(4) 事業目的

機構が、北海道幌延町で実施している幌延深地層研究計画（以下「本研究計画」という。）は、平成17年10月の「原子力政策大綱」に示された深地層の研究施設を活用した計画の一つであり、堆積岩を対象に深地層の研究を行うものである。

本研究計画は、地層処分技術の信頼性向上や安全評価手法の高度化等に向けた基盤研究開発を進めるとともに、地層処分に対する国民との相互理解に貢献する場としての意義を有している。

本研究計画は、深度500mを目指して3本の立坑（東立坑、西立坑及び換気立坑）と複数深度での水平坑道を整備しながら、地層処分に関連する様々な技術を実際の地質環境へ適用することを通じて、技術的信頼性を確認し、その向上を図るものである。現在、第1段階（地上からの調査研究段階）を終了し、第2段階（坑道掘削時の調査研究段階）として研究坑道（立坑、水平坑道）を掘削しながら、地下の岩盤の状態や地下水の動きなどを実際に確認するための調査をすすめている。地下施設は、東立坑（内径6.5m）と換気立坑（内径4.5m）が深度250mまで整備されているほか、深度140mの水平坑道約173mと深度250mの水平坑道約80mが整備されている。

本事業は、深度300m以深の深地層環境下までの施設整備を進めることにより、地層処分に係る基盤研究開発の更なる進展と技術の信頼性向上に資するものである。これらの地下施設整備等に対し、民間の資金及び技術的能力の活用を図り、効率的かつ効果的

にこれを実施する。

本事業の主な目的は、次のとおりである。

- ・工事施工データや地質環境データを取得し、機構が実施する地層処分に係る基盤研究に資する。
- ・機構が独自に行う調査・計測作業及び施設見学者のために安全な地下施設を提供する。

なお、地下施設とは、幌延深地層研究計画で整備・維持管理・運用される地下の施設をいい、地下施設の整備・維持管理・運用に関わる地上の設備も含まれる。地下施設本体部、仮設備、掘削土（ズリ）置き場、排水管路から構成される。

（5）事業内容

本事業は、PFI法第6条に基づき選定された事業（以下「PFI事業」という。）として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社。（以下「事業者」という。））を設立し、当該事業者が、落札者とされた者の提案に基づき、次に示す①から③の業務を行う。

次に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、事業契約書（案）及び要求水準書を参照のこと。

本件施設の整備、地下施設の維持管理、及び機構が行う研究の支援に関する業務の概要は、次のとおりである。

1) 本件施設の整備範囲

本事業では、本研究計画のうち下記の範囲の研究施設（以下「本件施設」という。）について建設工事（以下「本件工事」という。）を実施する。

- ① 東立坑：完了部分から深度380mまで、内径6.5m
- ② 換気立坑：完了部分から深度380mまで、内径4.5m
- ③ 西立坑：地上から深度365mまで、内径6.5m
- ④ 水平坑道：140m坑道（完了部分除く。）
250m坑道（完了部分除く。）
350m坑道

2) 事業内容

① 施設整備業務

ア) 本件施設の整備業務

イ) 日常管理計測（A計測）業務

ウ) 安全・環境対策業務

エ) 工事用仮設備の調達・設置業務

オ) 施設整備及びその関連業務に伴う各種申請等の作成及び手続（ただし、機構が行う許認可については業務範囲に含まない。）

カ) その他施設整備業務で必要となる業務

② 維持管理等業務

ア) 点検保守・修繕業務

- イ) 機械設備運転・監視業務
 - ウ) 排水処理設備運転・監視業務
 - エ) 清掃業務
 - オ) 警備業務
 - カ) 見学者等来訪者対応支援業務
 - キ) 前施工業者からの業務の引継ぎ
 - ク) 事業期間終了後の次期事業者への業務の引継ぎ
 - ケ) その他維持管理業務で必要となる業務
- ③ 研究支援業務
- ア) 研究支援用計測システム整備業務
 - イ) ステップ管理計測（B計測）業務
 - ウ) 水平坑道における研究支援業務
 - エ) その他研究支援で必要となる業務

ただし、次の業務については業務範囲に含まない。

- ・機構が地下施設において実施する、研究支援業務範囲外の調査研究業務及びそれに係る測定機器類の維持管理業務
- ・機構と共同研究契約を締結した研究機関が地下施設において実施する、調査研究業務及びそれに係る測定機器類の維持管理業務

(6) 事業方式

本事業では、地下施設等において維持管理及び研究支援業務を行いながら、さらに、本件施設の整備を行いつつ、整備部分の所有権を定期的に機構へ引渡す方式とする。

なお、事業期間中は、機構が選定事業者に、本事業の実施に必要な範囲の土地（ただし宿舎の用に供する土地は含めない。）を無償で貸与する。

(7) 提供される業務の要求水準

要求水準書によるものとする。

(8) 事業期間等

1) PFI事業

事業期間は、事業契約締結の日から平成31年3月31日までの、約8年4か月間とする。

2) 事業スケジュール

日 程	内 容
平成22年11月～12月（約2か月間）	前施工業者からの引継ぎ期間
平成22年12月	事業者との事業契約締結
平成23年1月～平成27年3月	施設整備の期間
平成23年1月～平成31年3月	維持管理の期間
平成23年1月～平成31年3月	研究支援の期間
平成31年3月	事業契約の完了

(9) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、本件施設を含む地下施設について要求水準書に示す良好な状態で速やかに引き継ぐものとする。

4. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 落札者の選定に係る基本的な考え方

本事業は、施設整備、維持管理及び研究支援の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、落札者の選定に際しては幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要がある。そのため、落札者の選定に当たっては、本件施設の施設整備、地下施設の維持管理及び研究支援に係る対価の額並びに施設整備、維持管理及び研究支援に係る能力その他の条件により選定（いわゆる総合評価落札方式）を行う予定である。

落札者の選定は2段階により実施し、第1段階は第一次審査（競争参加資格確認審査）、第2段階は第二次審査（提案内容審査）を行う。

(2) 選定の手順及びスケジュール

民間事業者の選定に当たっての手順及びスケジュール（予定）は、次のとおりである。

日 稲	内 容
平成 22 年 7 月 2 日	入札公告、入札説明書等の公表
平成 22 年 7 月 5 日～30 日	入札説明書等に関する質問受付期間 ※但し、参加表明及び早期回答を必要とする質問については 7 月 9 日まで受付
平成 22 年 7 月 16 日	入札説明書等に関する質問回答（1回目）
平成 22 年 7 月 2 日～23 日	第一次審査書類の受付期間
平成 22 年 7 月 30 日まで	第一次審査結果の通知
平成 22 年 7 月 21 日～7 月 27 日	現地見学会の参加申込期間
平成 22 年 8 月 2 日～6 日	現地見学会
平成 22 年 8 月 18 日～24 日	
平成 22 年 8 月 20 日	入札説明書等に関する質問回答（2回目）
平成 22 年 9 月 21 日まで	入札書及び第二次審査書類の受付期間
平成 22 年 10 月下旬	提案書に関するヒアリング（予定）
平成 22 年 10 月 26 日	入札書の開札
平成 22 年 10 月 26 日	落札者の選定
平成 22 年 11 月	基本協定の締結
平成 22 年 12 月	事業契約締結

※ 工事用仮設備に関する引継ぎ条件に関する資料及び設計内訳書については、後日公表する。

(3) 入札の公告

実施方針に対する民間事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等を公表する。

なお、本事業は、平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「WTO政府調達協定」という。）の対象であり、「政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程」等に基づいて実施する。

5. 競争参加資格

（1）入札参加者の備えるべき要件等

1) 入札参加者の構成等

- ① 入札参加者は、3.(5)2)①から③に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「入札参加企業」という。）、又は複数の者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。なお、施設整備業務を担当する構成員又は協力会社は、建設業法第3条に基づく許可を得たものである場合は3者以内とすること。）であること。
- ② 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、入札参加グループで申し込む場合には、参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続を行うとともに、機構との対応窓口となること。
- ③ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受注し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、第一次審査資料の提出時において協力会社として明記すること。
- ④ 構成員の全部は、基本協定の締結後に設立する事業者に出資を行うこと。また、事業者の株主は、次のア及びイの要件を満たすこと。
 - ア 構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権を保有すること。
 - イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ⑤ 入札参加者は、構成員それぞれが、3.(5)2)①から③に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。
- ⑥ 参加表明書により参加の意思を表明した入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、機構はその事情を検討のうえ、可否を決定するものとする。
- ⑦ 機構が発注した本事業に係る設計業務（全体設計含む）に従事した企業である、株式会社ニュージェック及び株式会社日建設計は、本事業に入札参加者又は協力会社として参加できないものとする。
- ⑧ 入札参加者又は入札参加グループを構成する企業のいずれかが、他の入札参加者又は入札参加グループを構成する企業でないこと。
- ⑨ 入札参加者又は入札参加グループを構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者又は入札参加グループを構成する企業でないこと。ただし、当該入札参加グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が

他の入札参加グループの協力会社である場合を除く。

- ⑩ 上記⑨において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次のアからウのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本関係

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについて子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又はbについて子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
b 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のa又はbに該当する二者の場合。ただし、aについては会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2) 入札参加者及び協力会社の参加要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
② 機構における一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後に審査を受け一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（上記②の再認定を受けた者を除く。）。
④ 第一次審査資料の提出期限の日から入札書の開札日までの期間に、機構の「工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を「北海道地区」において受けていないこと。
⑤ 機構が本事業に関する検討を委託した三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、及び当該企業の協力会社であるプライスウォーターハウスクーパース株式会社、株式会社中央復建コンサルタンツ、弁護士法人御堂筋法律事務所並びに5(1)⑦の者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
⑥ 入札説明書に定めるPFI審査委員会の委員が属する法人又はその法人と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。
⑦ 上記⑤及び⑥において、「資本面又は人事面において関連がある者」とは、次の

ア又はイに該当する者をいう。なお、事業者が各業務における第三者への委託又は下請け人の使用については、事業契約書（案）に示す手続きにしたがうこととする。

ア 資本面

当該法人の発行済株式総数の100分の50を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

イ 人事面

当該法人の代表権を有する役員を兼ねている者

- ⑧ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準じるものとして、物品の製造等、建設工事及び測量等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3) 入札参加者及び協力会社の参加資格要件

入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社のうち施設整備、維持管理及び研究支援の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、参加表明書に記載の企業だけで、下記要件を全て満たすこと。また、①、②のうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、同一業務を複数の者で実施する場合もその全ての要件を全て満たすこと。

- ① 施設整備および維持管理にあたる者は、次の要件を満たすこと。

ア 審査値

施設整備に携わる入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社は、機構における土木一式に係る一般競争参加資格の認定した数値が次の点以上であること。

土木一式工事 1,200 点

なお、複数の工事を同一の企業が実施することは差し支えない。

また、各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を実施する全ての入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社が上記を満たすものとする。

イ 工事実績

- i) 施設整備に携わる入札参加企業又は入札参加グループの構成員及び協力会社は、昭和 60 年度以降に元請として、次の（ア）に示す工事を施工した実績を有すること（平成 22 年 3 月 31 日までに完了の工事を含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。ただし、当該施設整備を複数の建設企業が共同して行う場合は、そのうち一者が（ア）に示す工事を有し、その他の者は（イ）の施工実績を有すること。

（ア）深さ概ね 200m 以上、内径概ね 4m 以上の立坑掘削工事

（イ）深さ概ね 100m 以上、内径概ね 4m 以上の立坑掘削工事

ウ 配置予定技術者

- i) 資格

資格は（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア）入札参加企業又は入札参加グループとして専任で 1 名配置できること。

（イ）一級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）で監理技術者資格者証の交

付を受けている者であること。

ii) 工事経験

昭和 60 年度以降に元請として、概ね 200m 以上の深度、内径概ね 4m 以上の立坑掘削工事の経験を有すること（平成 22 年 3 月 31 日までに完了の工事を含む。共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。

- ② 研究支援に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ア 高レベル放射性廃棄物の処分技術に関する研究開発である地層処分研究開発又は深地層の科学的研究に係る業務の受託実績を有し、本件に従事できる研究者または技術者を配置できること。

イ データ取得に必要な研究坑道内における作業（坑道壁面調査、ボーリング調査等）の実績を有し、またボーリング孔を利用した調査、測定機器の設置、モニタリングが実施できる技術および知識を有していること。

4) 競争参加資格確認基準日

競争参加資格確認基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

5) 入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等

- ① 競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあっては、機構と事前協議を行い、機構の承諾を得るとともに、変更後において前記 1) から 3) に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を機構に提出すること。

② 競争参加資格の確認の特例

ア 競争参加資格があると確認された入札参加グループのうち、提案書の提出期限の日から開札日までにおいて前記 1) から 3) に示す競争参加資格を満たさない構成員及び協力会社（以下「欠格構成員等」という。）を含む入札参加グループは、提案書の提出期限の日までであれば、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を取り下げることができる。

イ 上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員及び協力会社は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限にかかるわらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充したうえで、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

ウ 上記イにかかるわらず、上記アの取り下げを行った入札参加グループの欠格構成員等を除く残余の構成員および協力会社は、提案書の提出期限の日までであれば、入札公告に定める期限にかかるわらず、当該欠格構成員等に代わる構成員及び協力会社を補充せず、入札参加グループとしての競争参加資格の確認の申請を行うことができる。

- エ 上記イ及びウの申請は、構成員及び協力会社の一部が指名停止を受けたこと以外の理由により申請を行った場合には、これを却下する。
- オ 上記アからウまでの取り下げ及び確認の申請があることをもって、入札公告に定める入札及び開札の日時を変更することは行わない。

6. 本入札説明書に関する質問の受付及び質問回答の公表

入札説明書等に関する質問の受付及び質問回答の公表を以下の要領で実施する。

(1) 質問受付日時及び場所

- 1) 受付日時 平成22年7月5日（月）から7月30日（金）10時から16時まで
ただし、下記（2）4)に該当する質問事項については、7月9日（金）16時までに提出すること。
- 2) 受付場所 本事業に関する担当部署（電子メールで受付）

(2) 質問提出方法

- 1) 入札説明書等に関する質問がある者は、「様式2 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記載のうえ、電子メール（添付ファイル）により送付するものとし、郵送、電送又は電話での受付は行わない。なお、電子メールでの件名は、「入札説明書等質問」とし、使用するソフトウェアは、Microsoft Excel（Excel2003以下に対応した形式とする。）とすること。
- 2) 送付先の電子メールアドレスは、[horonobe-pfi@jaea.go.jp]である。
- 3) 機構が上記1)の電子メール（添付ファイル）を受領した場合は、本事業に関する担当部署から当該電子メールの受領を知らせる返信メールを送付するので、返信メールを確認できない場合にあっては、必ず本事業に関する担当部署まで電話で問い合わせること。
- 4) 7月9日（金）までに下記事項について提出の受付を行う。
 - ・競争参加資格の確認（第一次審査）に関する事項
 - ・入札参加の意思決定に関わる事項

(3) 質問回答公表日時及び場所

- 1) 公表日時 1回目 平成22年7月16日（金）
2回目 平成22年8月20日（金）
- 2) 公表場所 機構のホームページ
(URL: <http://www.jaea.go.jp/02/compe/02.html>)に掲載する。
ただし、早期回答が可能な質問に関しては、入札書等の提出時期を考慮して、随時回答書を公表する場合がある。

7. 競争参加資格の確認（第一次審査）等

参加表明書及び競争参加資格確認申請書の受付並びに競争参加資格確認審査を以下の要領で実施する。

(1) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書受付日時及び場所

- 1) 受付日時 平成22年7月2日（金）から7月23日（金）16時まで、ただし、10時から12時及び13時から16時の間

- 2) 受付場所 本事業に関する担当部署
- 3) 提出書類 様式集「第2章 提出書類の作成要領」に従い作成すること。

(2) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書申請方法等

- 1) 入札参加者は、入札参加者が備えるべき競争参加資格に関する要件（5（1）1）から3）の要件）を満たすことを証するため、参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出し、機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 2) 参加表明書及び競争参加資格確認申請書は、「様式3 参加表明書」から「様式10 入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類」に必要事項を記載のうえ、持参により提出するものとし、郵送又は電送での受付は行わない。
- 3) なお、提出期限の日までに参加表明書及び競争参加資格確認申請書を提出しない入札参加者並びに競争参加資格がないと認められた入札参加者は、本事業の入札に参加することができない。

(3) 競争参加資格確認審査

- 1) 競争参加資格の確認審査は、入札参加者が備えるべき競争参加資格に関する要件（5.（1）1）から3）の要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は欠格（競争参加資格がない）とする。
- 2) 競争参加資格の確認審査において、5（1）3）①イの同種の施工実績、②ア及びイの同種の受託実績の確認審査を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する者にあっては、我が国における同種の実績及び経験をもって行うものとする。
- 3) なお、競争参加資格の確認審査に当たっては、5（1）2）②に示す一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も、入札書の開札の時において5（1）2）②に示す要件を満たしていることを条件として競争参加資格があると認めるものとする。当該競争参加資格があると認められた入札参加者が入札に参加するためには、入札書の開札の時において5（1）2）②に示す要件を満たしていかなければならない。
- 4) また、競争参加資格があると認められた入札参加者であっても、入札参加企業及び入札参加グループの構成員並びに協力会社のいずれかが、入札書の開札の時において5（1）1）から3）に示す要件を一つでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）には、競争参加資格がない者に該当するので、当該入札参加者の入札への参加は認められない。

(4) 競争参加資格確認審査の結果の通知

競争参加資格確認審査の結果の通知は、競争参加資格の確認の申請を行った者に対して、書面により平成22年7月30日（金）までに機構から通知する。なお、欠格（競争参加資格がない）とした場合は、その理由についても付記するものとする。

(5) 競争参加資格確認申請書の取扱い等

1) 競争参加資格確認申請書の取扱い

- ① 機構は、提出された競争参加資格確認申請書を競争参加資格確認審査以外に入札参加者に無断で使用しない。
- ② 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
- ③ 競争参加資格確認申請書の変更等の禁止

提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出は、原則として認めない。なお、機構が、例外的に提出された競争参加資格確認申請書の変更、差し替え及び再提出を指示した場合であっても、競争参加資格確認申請書の提出期限の日以降の変更、差し替え及び再提出は認めない。

2) 機構からの提示資料の取扱い

機構からの提示資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

3) 費用負担

入札に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

8. 競争参加資格がないと認められた理由説明請求の受付及び理由の回答

競争参加資格がないと認められた理由説明請求の受付及び理由の回答を以下の要領で実施する。

(1) 請求受付日時及び場所

- 1) 受付日時 平成22年8月2日（月）から8月6日（金）まで、ただし、10時から12時及び13時から16時の間
- 2) 受付場所 本事業に関する担当部署

(2) 請求提出方法

競争参加資格確認審査の結果、競争参加資格がないと認められた入札参加者は、機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（A4版、様式は自由）により説明を請求することができる。当該書面は、持参により提出するものとし、郵送又は電送での受付は行わない。

(3) 競争参加資格がないと認められた理由の回答

機構は、競争参加資格がないと認めた理由の説明を請求されたときは、平成22年8月20日（金）までに、当該説明を請求した者に対して書面により回答する。

9. 現地見学会

第一次審査を経て競争参加資格があると認められた者でかつ希望者に対して、入札参加企業又は入札参加グループごとに現地見学会を以下の要領で実施する。

(1) 現地見学会の概要

1) 実施方法

現地見学会への参加を希望する入札参加企業又は入札参加グループは、「様式1 現地見学会に関する参加申込書」を提出することにより、参加することができる。

現地見学会への参加者は入札参加企業又は入札参加グループの代表企業、構成員、協力企業又は事業契約締結後に本事業に関して業務を実施する予定の第三者の社員

とし、参加人数は合計で5名以内とする。

2) 見学場所

主要な見学場所は以下のとおりとする。

- ・換気立坑
- ・東立坑
- ・140m坑道
- ・250m坑道
- ・仮設備関係（コンクリート製造設備、排水処理設備他）
- ・掘削土（ズリ）置場 等

3) 実施日

応募グループごとに、平成22年8月2日（月）～平成22年8月6日（金）及び平成22年8月18日（水）～平成22年8月24日（火）のうちの1日を機構が指定する。また、その際、時間及び集合場所を連絡する。

4) 注意事項

見学者は以下の点に注意すること。

- ・見学場所には担当の係員が誘導するので、係員の指示に従って行動すること。
- ・見学会当日の質問は受け付けない。
- ・見学会での撮影は施設の外部からとし、人物、車のナンバーが写らない状態での撮影に限って許可する。
- ・見学会当日は、入札説明書等の資料は配布しないため、必要な資料は各参加者で持参すること。
- ・見学者は、見学会当日に写真付社員証（写真は運転免許証等で代用可）を持参すること。
- ・その他の注意事項は、見学会当日に伝達する。

（2）「現地見学会に関する参加申込書」の提出

1) 提出期間：平成22年7月21日（水）～平成22年7月27日（火）16時まで。

2) 提出要領

現地見学会への参加を希望する者は、「様式1 現地見学会に関する参加申込書」に必要事項を記載の上、電子メール（添付ファイル）により送付するものとし、郵送、電送又は電話での受付は行わない。なお、電子メールでの件名は「現地見学会参加申込」とし、使用するソフトウェアはMicrosoft Word（2003以下に対応した形式とする。）とすること。

3) 送付先の電子メールアドレスは [horonobe-pfi@jaea.go.jp] である。

10. 入札辞退の受付

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札辞退の受付を以下の要領で実施する。

（1）入札辞退受付日時及び場所

- 1) 受付日時 平成22年8月2日（月）から9月17日（金）まで、ただし、10時から12時及び13時から16時の間
- 2) 受付場所 本事業に関する担当部署

(2) 入札辞退提出方法

競争参加資格があると認められた入札参加者が入札を辞退する場合は、「様式12 入札辞退届」に必要事項を記載のうえ、持参により提出するものとし、郵送又は電送での受付は行わない。

11. 入札書等及び提案書の受付

入札書等及び提案書の受付を以下の要領で実施する。

(1) 入札書等及び提案書受付日時及び場所

- 1) 受付日時 平成22年9月21日（火）まで、ただし、10時から12時及び13時から16時の間
- 2) 受付場所 本事業に関する担当部署
- 3) 提出書類 様式集「第2章 提出書類の作成要領」に従い作成すること。

(2) 入札書等及び提案書提出方法

1) 入札書等

- ① 競争参加資格があると認められた入札参加者は、「様式13 提案書提出届」から「様式18 要求水準に関する確認書」に必要事項を記載のうえ、提案書とあわせて、持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。
- ② 落札者の決定に当たっては、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額を控除した金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から金利支払額を控除した金額の105分の100に相当する金額に、金利支払額を加算した金額を入札書に記載すること。
- ③ 「様式17 入札書」は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「独立行政法人日本原子力研究開発機構」、「入札者名」及び「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第Ⅱ期）等事業に係る入札書在中（朱書き）」の旨を記載すること。
- ④ 代理人又は復代理人が入札書を提出する場合は、入札書に「様式15 委任状（代理人）」又は「様式16 委任状（復代理人）」を添付すること。
- ⑤ 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。
- ⑥ ③の入札書は入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

2) 提案書

- ① 競争参加資格があると認められた入札参加者は、提案書を「様式19」から「様式48」に基づいて作成のうえ、入札書等とあわせて持参または郵送（書留郵便に限る。期限までに必着）すること。
- ② 入札参加者は、一つの提案しか行うことはできない。

(3) 提案書の取扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は入札参加者に帰属する。また、入札参加者から提出された提案書は、民間事業者の選定に関わる公表以外に入札参加者に無断で使用しない。なお、提案書は入札参加者に返却しない。

2) 特許権等

提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、研究支援方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

3) 資料の公開

機構は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出書類（選定されなかった入札参加者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内容等、公開されることにより著しく提案した入札参加者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については機構と各入札参加者との間で協議する。

4) 提案書の変更等の禁止

提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

(4) 提案書に関するヒアリング（予定）

機構又はPFI審査委員会が必要と判断した場合は、提案書に関するヒアリングを以下の要領で実施する。

1) 開催日時 平成22年10月下旬

2) 開催場所 会場は未定

3) その他 ヒアリングを行う場合の開催日時、開催場所及び準備書面（原則として、提案書以外の書面の提出を認めない予定）等の詳細について、事前に、機構から入札参加者へ通知する。

(5) その他

1) 公正な入札の確保

① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

③ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

2) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札

の執行を延期し、若しくは取り止めがある。

12. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

ただし、事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、工事開始日から本件施設の完成の日までを期間として、次のいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。この場合の契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備費（消費税を含む）の10分の1以上とする。

- ・契約保証金の納付
- ・契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ・債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、機構が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
- ・債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- ・債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（事業者を被保険者とする履行保証保険契約が施設整備に当たるものによって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払義務を被担保債務とする質権を機構のために設定する）

また、事業者は、維持管理業務の履行を確保するため、事業契約締結の日から事業契約終了の日までを期間として、次のいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。この場合の契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、当該年度の維持管理費（消費税を含む）の10分の1以上とする。

- ・契約保証金の納付
- ・契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ・債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、機構が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
- ・債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- ・債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（事業者を被保険者とする履行保証保険契約が維持管理に当たるものによって締結される場合は、その保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払義務を被担保債務とする質権を機構のために設定する）

13. 入札書の開札（入札金額の適格審査）

入札書の開札（入札金額の適格審査）を以下の要領で実施する。

(1) 入札書開札日時及び場所

- 1) 日 時 平成22年10月26日（火）13時30分
- 2) 場 所 〒319-1184 茨城県那珂郡東海村村松4番地49
日本原子力研究開発機構本部3F入札室にて実施

(2) 入札書開札方法

- 1) 入札書の開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち会わ

せて行う。

- 2) なお、入札書に記載された入札金額が予定金額の範囲内となる提案をした入札参加者を発表することとし、発表された入札参加者は、その後の落札者の選定の対象となる。このとき、予定金額及び入札金額の公表は行わない。
- 3) 入札執行回数は、原則として2回とする。なお、2回目以降の入札の執行は、機構の契約担当者が指定する日時に行う。

14. 入札の無効

以下のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った入札参加者を落札者とした場合は、当該決定を取り消すものとする。

なお、機構により競争参加資格があると認められた入札参加者であっても、入札書の開札の時において指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている入札参加者等、入札書の開札の時において5.(1)から3)に示す競争参加資格に関する要件を満たさない入札参加者は、競争参加資格のない者に該当する。

次のいずれか及び入札申込者心得書に定める事項に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 「入札参加表明書」に記載された入札参加者の代表企業以外の者のした入札
- (4) 「入札参加表明書」その他的一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本件入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

15. 落札者の決定方法等

(1) 落札者の選定方式

本事業の入札は、金額と金額以外の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「優秀提案者」という。）を選定し、当該優秀提案者を落札者として決定する総合評価落札方式により行う。

また、本事業は、政府調達協定（「1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達による協定」をいう。）の趣旨に鑑み、落札者の選定手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）を適用する。

(2) 落札者の選定体制

機構は、落札者の選定にあたり、PF1法第8条に定める客観的な評価を行うため、機構内に平成22年5月1日付けで設置した「幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第II期）等を対象とした民間資金等の活用による事業に関する入札等に係る審査委員会」（以下「PF1審査委員会」という。）において、事業者の決定基準に関する審議並びに入札参加者より提出された入札書等及び提案書の審査を行い、優秀提案者を選定す

る。なお、PFI審査委員会の委員構成は以下のとおり。

委員長	建山 和由	立命館大学教授
委 員	安登 利幸	亜細亜大学大学院教授
委 員	大久保 誠介	東京大学大学院教授
委 員	金子 勝比古	北海道大学大学院教授
委 員	荻野 伸明	日本原子力研究開発機構財務部長
委 員	武藤 元久	日本原子力研究開発機構契約部長
委 員	瓜生 満	日本原子力研究開発機構建設部長
委 員	石川 博久	日本原子力研究開発機構地層処分研究開発部門長

入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の落札者決定公表までの間ににおいて、本事業に関して、委員に面談を求めたり、自社のPR資料を提出したりするなどによって、自社を有利に、又は他社を不利にするよう働きかけることを禁じる。また、PFI審査委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと機構及びPFI審査委員会が判断した場合には、当該入札参加者は本事業への入札参加資格を失う。

(3) 落札者の選定方法

機構は、以下の手順により本事業の実施に携わる落札者を選定する。

1) 第一次審査

第一次審査は、入札参加者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

機構は、入札参加者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

2) 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者が策定した提案書を評価するものであり落札者決定基準に定める評価項目及び得点配分により評価する。

機構は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画の提案内容の評価についての調査審議をPFI審査委員会に委ねる。

機構は、事業計画の提案内容の評価に関するPFI審査委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案、及び要求水準を明らかに満たしていない場合には、失格とする。

なお、調査審議過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

また、第二次審査資料提出後に項目別内訳の内容について説明を求める場合がある。

項目別内訳の金額について、前記11.（5）の条件に違反することが明らかな場合には入札を無効とすることがある。

3) 開札

機構は、採用となった事業計画を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

4) 総合評価

- ① 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、次の②によって得られる点数と、入札価格を得点に換算した点数を合計した値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- ② 入札参加者からの事業提案を落札者決定基準に基づき審査する。事業提案のうち選定基準に定める評価項目について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて点数を付与する。
- ③ 上記①において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

5) 入札結果の公表

入札結果は、落札者の選定後速やかに入札参加者に対して通知するとともに、掲示及び機構のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、機構が選定された落札者と基本協定書を締結した後に公表する。

16. 基本協定書の締結

落札者は、落札決定後すみやかに、独立行政法人日本原子力原子力開発機構（契約部長武藤元久）を相手方として、基本協定書（案）により、基本協定を締結しなければならない。ただし、機構の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

17. 特別目的会社の設立等

本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合、落札者は本事業を実施する会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立する。

この場合、機構は、落札者と施設整備、維持管理及び研究支援業務の遂行に当たって必要となる事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率は100%とする。すべての出資者は、契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他的一切の処分を行ってはならない。

なお、落札者等の事業者に対する出資に関する詳細については「基本協定書（案）」を参照すること。

18. 事業契約の締結

（1）契約書作成の要否等

「事業契約書（案）」により、作成するものとする。

(2) 事業契約の締結

事業者は、平成 22 年 12 月を目途に、独立行政法人日本原子力開発機構（契約部長 武藤元久）を相手方として、事業契約書（案）に基づき、事業契約を締結しなければならない。ただし、機構の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

事業契約書において、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び研究支援業務に関する業務内容、金額、支払方法等を定める。

事業契約の証として事業契約書 2 通を作成し、そのうち 1 部に収入印紙を貼り付けの上、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。事業契約書には、事業契約書別紙のほか、事業契約に関する全ての書類を添付する。事業契約にかかる書類の一切は、事業者が用意すること。

(3) 契約金額

契約金額は、入札金額（入札書に記載された金額）に、入札金額から金利支払額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

(4) その他

- 1) 事業契約書の締結にあたっては、軽微な事項を除き、落札者の入札金額及び入札説明書等に示した契約内容について変更できないことに留意すること。
- 2) 事業契約書の締結に係る事業者の弁護士費用、印紙代等は、事業者の負担とする。

19. 手続における交渉の有無

手続における交渉は無とする。

20. 支払条件

機構の事業者に対する支払は、事業者が実施する施設整備に係る対価、維持管理業務に係る対価と研究支援業務に係る対価からなる。（以下総称して「サービス対価」という。）なお、機構の事業者に対する支払は、一定の条件に基づいて改定を行うものとする。詳しくは、別紙 1 「サービス対価の構成及び支払方法」を参照のこと。

費用	支払方法
サービス対価 の支払総額	事業期間にわたり施設整備、維持管理、研究支援に係る対価の合計額を平準化（原則毎年度同額。初年度を除く。）して支払う。
施設整備に係る対価	施設整備期間中に事業者に対し、事業契約に定める額を本件施設整備に係る対価の一部として支払う。 また、残りの施設整備に係る対価（支払残額）は、事業契約に定める額を、事業者に対し、施設整備完了後から事業終了時までの期間において割賦方式により支払う。
維持管理に係る対価 研究支援に係る対価	事業期間中に、事業者に対し、事業契約に定める額を支払う。

21. 保険

(1) 施設整備期間中に係る保険

事業者又は受託者は、土木工事保険及び第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担するものとする。なお、保険の付保にあたり、次の事項を遵守するものとする。

- 1) 事業者又は受託者は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく機構に提示するものとする。
- 2) 事業者又は受託者は機構の承認なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができないものとする。
- 3) 事業者又は受託者は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

(2) 事業期間中に係る保険

事業者は、維持管理及び研究支援業務を実施する期間において、維持管理業務及び研究支援業務に係る第三者賠償責任保険に加入し、その保険料を負担するものとする。

なお、見学者に対する賠償責任保険については、機構が付保している。

(3) その他の保険

上記（1）（2）以外の保険を付保することを条件とはしないが、事業者が事業の安全性に資するために自らが提案した保険は必ず付保すること。

22. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室政府調達苦情検討委員会事務局電話03-3581-9044（直通））に対して苦情を申立てることができる。

23. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、本件入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。
- (3) 入札参加者は、入札後、本件入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、「指名停止措置要領」に基づく指名停止等を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではない。
- (7) 事業提案が履行できなかった場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は契約金額の減額、損害賠償等を行う。

24. 担当部署

〒319-1184 茨城県那珂郡東海村村松4番地49
日本原子力研究開発機構 契約部契約第3課
電話 029-282-1122（内線）41085

第2章 事業実施に関する事項

1. 事業者の権利義務等に関する制限

(1) 事業者の事業契約上の地位の譲渡等

機構の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された特別目的会社に出資を行った入札参加者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、機構の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(3) 債権の譲渡

事業者が、機構に対して有する施設整備、維持管理及び研究支援業務の提供に係る債権は、機構の承諾がなければ譲渡することができない。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

事業者が、機構に対して有する施設整備、維持管理及び研究支援業務の提供に係る債権に対する質権の設定及びこの担保提供は、機構の承諾がなければ行うことができない。

2. 機構と事業者の責任分担

機構と事業者の責任分担の基本的考え方及び予想されるリスクと責任分担は、下記のとおりとする。

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、機構が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、機構が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

機構と事業者の責任分担は、事業契約書（案）によることとし、入札参加者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的な内容については、事業契約書（案）に示すが、事業契約書（案）に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

3. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、機構は可能な範囲で必要な協力をう。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する財政上の措置は想定していない。ただし、今後事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、機構は可能な範囲で必要な協力をう。

4. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

事業者は、提案書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

(2) 事業期間中の事業者と機構の関わり

- 1) 本事業は、事業者の責任において実施される。また、機構は事業契約書に定められた方法により、事業実施状況の確認を行う。
- 2) 機構は原則として事業者に対して連絡等を行うが、必要に応じて機構と施設整備に当たる者等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、機構と施設整備に当たる者等との間で直接連絡調整等を行った事項について事業者に報告する。
- 3) 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、機構と事業者は誠意をもって協議する。

(3) 業務内容

1) 業務内容

施設整備、維持管理及び研究支援業務については、事業契約書（案）及び要求水準書による。

2) 業務の委託

事業者は、上記1)に示した業務を、あらかじめ機構の承諾を得たうえで、第三者に委託することができる。

(4) 機構による業務監視

機構は、事業者が定められた業務を確実に実施し、事業契約書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため、以下の業務監視を行う。

なお、維持管理業務及び研究支援業務について、事業契約書に規定した要求水準を達成していないと認められる場合、機構は、当該業務に係る維持管理費相当又は研究支援費相当の減額等を行う。詳細は、事業契約書（案）を参照すること。

1) 本事業の実施状況の確認

機構は、本事業の各段階において、事業契約書の定めるところにより、定期的に実施状況の確認を行う。また、定期的に行う実施状況の確認のほか、機構が必要と認める場合は、随時の確認を行う。

なお、確認に要する費用は、事業者側に発生する費用を除き機構の負担とする。

① 施設整備時

事業者は、機構が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を行わなければならない。ただし、機構が工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の説明を受けたことによって、施工に起因する瑕疵の責任は機構に移転されないものとする。

② 工事完成時

事業者は、施工記録を用意して、現場で機構の確認を受ける。

ただし、機構が施工記録の確認を行ったことによって、施工に起因する瑕疵の責任は機構に移転されないものとする。

③ 事業期間中

機構は、定期的に維持管理及び研究支援業務の監視を行う。

2) 支払の減額等

監視を行った結果、維持管理業務について事業契約書に規定した要求水準が満たされていないことが判明した場合は、維持管理費又は研究支援費相当の減額等を行うことがある。

3) 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類を作成し、毎事業年度経過後3か月以内に機構に報告しなければならない。また、機構は、請求があった場合は、当該財務書類を公開できるものとする。

(5) 土地の使用等

1) 本事業の本施設に係る敷地は、機構の所有地である。

2) 機構は、施設整備期間中、特定事業の用に供するために、機構が所有する土地のうち必要な範囲を事業者に無償で貸与する。

5. その他

(1) 事業の終了

機構は、本施設が事業者の責めに帰すことができない災害等により使用が困難と判断した場合、あるいはその他の事由により本施設を維持・継続できないと判断した場合は、本施設の維持管理業務の提供を終了させることができる。

(2) 情報の提供

本入札説明書に定めることのほか、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合は、機構のホームページに掲載する。

(3) 事業契約に違反した場合等の取扱い

入札等の機構業務に対する不正又は不誠実な行為、落札者となりながら正当な理由なく契約拒否、あるいは、事業契約締結後に契約違反を行い、契約の相手方として不適当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長3年間、機構及び文部科学省等が実施する入札への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

(4) 特定事業の選定の取消し

民間事業者の募集、評価・選定に係る過程の中で、入札参加者がいない、あるいは、いずれの入札参加者も予定価格を超過する等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合等には、機構は、落札者を選定せず特定事業の選定を取消すこととする。

特定事業の選定を取り消す場合には、その旨を速やかに公表する。

（5）事業に必要と想定される根拠法令等

1) 事業に必要と想定される根拠法令等

PFI法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年総理府告示第11号）のほか、次に掲げる関連の各種法令等に拠ることとする。

- ① 独立行政法人日本原子力研究開発機構法
- ② 独立行政法人通則法
- ③ 建築基準法
- ④ 消防法
- ⑤ 都市計画法
- ⑥ 労働基準法
- ⑦ 労働安全衛生法
- ⑧ じん肺法
- ⑨ 火薬類取締法
- ⑩ 原子力機構幌延深地層研究センター事業所規則
- ⑪ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
- ⑫ 本事業を行うに当たり必要とされるその他すべての関係法令・規則、条例等

2) 地域との協定書及び確認書

幌延深地層研究計画の実施に当たり、次に掲げる北海道、幌延町との協定書および確認書並びに北るもい漁業協同組合との協定書および確認書を締結している。

事業者は、協定書並びに確認書の内容を踏まえた上で、本件施設の整備等の実施にあたり、研究に従事する機構の職員が、便利でかつ安全に利用できる地下空間施設とすること、機構が必要とする機能及び性能を現在及び将来にわたり保持することを施設整備の基本的な目標とする。

- ① 幌延町における深地層研究に関する協定書（北海道、幌延町）
- ② 幌延町における深地層研究に関する協定書に係る確認書（北海道、幌延町）
- ③ 幌延深地層研究所の放流水に関する協定書（北るもい漁業協同組合）
- ④ 幌延深地層研究所の放流水に関する確認書（北るもい漁業協同組合）

第3章 提出書類一覧

1 現地見学会の提出書類

<様式1>	現地見学会に関する参加申込書
-------	----------------

2 入札説明書等に関する質問の提出書類

<様式2>	入札説明書等に関する質問書
-------	---------------

3 参加表明書及び競争参加資格確認申請書等に関する提出書類

(参加表明書及び競争参加資格確認申請書)		
<様式3>	参加表明書	A4版1枚
<様式4>	競争参加資格確認申請書	A4版1枚
<様式5>	競争参加資格確認申請書添付書類の提出確認表	A4版1枚
<様式6>	入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社一覧表	A4版一枚
<様式7>	委任状	A4版一枚
<様式8>	施設整備および維持管理にあたる者の資格要件に関する書類	A4版一枚
<様式9>	研究支援にあたる者の資格要件に関する書類	A4版一枚
<様式10>	入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の納税に関する書類	A4版一枚
(入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の変更届)		
<様式11>	入札参加企業又は入札参加グループの構成員並びに協力会社の変更届	A4版一枚
(入札辞退届)		
<様式12>	入札辞退届	A4版一枚

4 入札書等に関する提出書類

<様式13>	提案書提出届	A4版1枚
<様式14>	入札書等及び提案書の提出確認表	A4版1枚
<様式15>	委任状（代理人）	A4版1枚
<様式16>	委任状（復代理人）	A4版1枚
<様式17>	入札書	A4版2枚
<様式18>	要求水準に関する確認書	A4版1枚

5 提案書に関する提出書類（説明書）

<様式19>	提案書に関する提出書類（説明書）表紙	A4版1枚
<様式20>	事業全体に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式21>	事業実施に対する取組姿勢と具体的な提案 *	A4版3枚
<様式22>	事業スケジュール	A3版1枚
<様式23>	事業計画に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式24>	事業計画 *	A4版3枚

<様式25>	資金調達計画等 *	A4版3枚
<様式26>	長期事業収支計画（損益計算書）	A3版1枚
<様式27>	長期事業収支計画（資金収支計算書等）	A3版1枚
<様式28>	入札金額内訳書（施設整備対価の内訳書）	A3版1枚
<様式29>	入札金額内訳書（維持管理対価の内訳書）	A3版1枚
<様式30>	入札金額内訳書（研究支援対価の内訳書）	A3版1枚
<様式31>	地元への貢献 *	A4版3枚
<様式32>	施設整備に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式33>	西立杭の掘削方法 *	A4版5枚
<様式34>	工程計画 *	A4版5枚
<様式35>	安全対策 *	A4版5枚
<様式36>	突発事象対策 *	A4版5枚
<様式37>	維持管理に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式38>	坑内環境の確保 *	A4版3枚
<様式39>	設備機器の維持・補修方法 *	A4版3枚
<様式40>	安全・環境対策 *	A4版3枚
<様式41>	来訪者の受け入れ支援 *	A4版3枚
<様式42>	研究支援に関する提案書 中表紙	A4版1枚
<様式43>	研究支援業務に係る理解 *	A4版3枚
<様式44>	取得データの品質確保 *	A4版3枚
<様式45>	人工バリア性能試験 *	A4版5枚
<様式46>	研究支援にかかる安全対策 *	A4版3枚
<様式47>	研究支援業務遂行計画 *	A4版3枚

6 設計内訳書

<様式48>	設計内訳書	A4版一枚
--------	-------	-------

※ 各様式の○枚は○枚又は○枚以内を表し、一枚は枚数に規定がないことを表している。

※ 「*印」のある様式については、提案を補足する資料（提案書内の該当箇所に関する情報を記載したものに限る。説明は不可。）として、各様式の指定枚数と同数以内の資料を提出することができる。（例：<様式31>地元への貢献の場合：「説明書」A4版3枚かつ「補足資料」A4版3枚。）

別紙1 サービス対価の構成及び支払方法

1. サービス対価の構成

サービス対価は、本件施設の施設整備に要する費用（以下「施設整備対価」という。）、地下施設の維持管理業務に要する費用（以下「維持管理対価」という。）及び研究支援業務に要する費用（以下「研究支援対価」という。）から構成される。

概要は、表1に示すとおりとする。

表1 サービス対価の構成

項目	区分	構成される費用の内容
施設整備対価	施設整備費	本件施設の整備に係る以下の費用 • 本件施設の整備業務 • 日常管理計測（A計測）業務 • 安全・環境対策 • 工事用仮設備の調達・設置 • 各種申請等に要する費用
	その他費用	• 事業者の開業に伴う諸費用 • 建中金利 • 融資組成手数料 • その他施設整備に関して必要となる費用※
	割賦手数料	• 割賦金利
維持管理対価	維持管理費	維持管理業務に要する費用 • 点検保守・修繕 • 機械設備運転・監視業務 • 排水処理設備運転・監視業務 • 清掃業務 • 警備業務 • その他維持管理業務※
	その他費用	• 見学者等来訪者対応業務に係る費用 • 前施工業者からの業務引継ぎに係る費用 • 事業期間終了後の次期事業者への引継ぎに係る費用 • 事業者の管理運営費 • 保険料 • 法人税、法人の利益に対してかかる税金等及び選定事業者の税引後利益（株主への配当原資等） • その他本事業を実施するために必要となる費用※
研究支援対価	研究支援費	研究支援業務に要する費用 • 研究支援用計測システム整備業務 • ステップ管理計測（B計測）業務 • 水平坑道における研究支援業務 • その他研究支援業務※

注) ※印の費用は、上表に示す費用の他に、選定事業者が事業契約書に基づき本事業を遂行する

うえで必要となる一切の費用を指す。入札参加者が当該費用として必要と考えるものがあれば入札金額にその費用を必ず加えること。

2. サービス対価の仕組み

サービス対価は、施設整備に係る「一時支払対価（A）」と「割賦支払対価（B）」、維持管理に係る「維持管理対価（C）」、及び研究支援に係る「研究支援対価（D）」により構成される。

（1）年度あたりのサービス対価について

事業期間（初年度を除く）にわたり各年度のサービス対価（一時支払対価、維持管理対価、研究支援対価の合計、又は、割賦支払対価、維持管理対価、研究支援対価の合計）の支払額は、下記条件を満たす範囲内において一定額とする。

- ・年度あたりのサービス対価の最小額が最大額に対して98%以上であること
- ・金利変動に伴う割賦手数料の増減は対象外とする
- ・消費税及び地方消費税は対象外とする

また、年度毎のサービス対価が一定額であれば、年度毎の各対価の内訳については、一定額である必要はない。

なお、平成22年度のサービス対価は、平成23年度以降の毎年度のサービス対価の3分の2程度とする。

（2）施設整備対価

施設整備対価は、本件施設の整備に関して必要となる一切の費用（その他費用含む）及び割賦手数料から構成されるものとする。

割賦手数料は、施設整備に係る支払残額を分割払いとした場合の、割賦支払に必要な割賦金利とする。割賦手数料の料率は、基準金利と、入札参加者の提案による利回り格差（スプレッド）の合計とする。

なお、当該対価に該当する費目については、＜様式48＞設計内訳書を参照すること。

1) 一時支払対価（A）

一時支払対価とは、本件施設の整備に係る費用のうち、出来高の一部を対価として施設整備期間中に機関が事業者に対して支払うものをいう。

当該対価は、施設整備期間中の年度あたりのサービス対価から維持管理対価及び研究支援対価を控除した額が単年度あたりの一時支払対価相当となり、期間を通じたその合計額が一時支払対価（A）となる。

当該対価は、出来高に応じた支払いとなるが、予定された出来高が達成されなくても上記考え方に基づいて算定された年度あたりの一時支払対価の提案額が、出来高を下回

っている場合には、その提案額をそのまま支払うこととなる（残りが割賦元金となる）。ただし、出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高分（施設の引渡を伴わない部分払いについては出来高の90%）を支払うものとする。

一時支払対価（A）の支払は、半期毎に年2回（平成22年度は年1回）、計9回にわたり支払うこととする。支払額は、原則として提案の年度あたり対価の2分の1相当額を支払うものとする。

2) 割賦支払対価（B）

本件施設の整備に係る費用のうち、次の①と②をあわせた金額をいう。

①本件施設の整備に係る費用に相当する金額から一時支払対価（A）に相当する金額を控除した額（割賦元金）

年度毎の施設整備対価のうち、一時支払対価を控除した金額が単年度あたりの割賦元金となる。それら金額の合計が、割賦元金として構成される。

なお、先述のとおり施設整備対価は出来高に応じて支払われるものであるが、一時支払対価（A）の支払いが原則として提案額通りとするため、出来高に応じて年度あたりの割賦元金が提案時と変動する場合がある。

②割賦元金を元本とし、事業者が提案するスプレッドを含む支払金利により算出される金利支払い額（割賦金利）

また、支払は、施設整備終了後から事業期間終了までの期間中に維持管理対価（又は研究支援対価）と同様に、年2回、計8回にわたり支払うこととする。

（ア）割賦支払対価Bの算定方法

割賦元金に相当する金額を8回で元利均等返済する額

（イ）支払金利の設定方法

支払金利は、基準金利と事業者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は平成27年3月31日（施設整備完了予定日）の2営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）の午前10時における、東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート17143頁に表示される6か月LIBORベース4年物円一円金利スワップレートとする。

なお、提案価格における基準金利は、平成22年6月1日の基準金利（0.591%）である。また、事業者は、上記支払金利確定後において償還表を作成する。

3) 施設整備期間短縮の提案を行った場合

施設整備期間の短縮の提案を行った場合の施設整備対価の支払方法は次の考え方に基づくものとする。なお、下記事項は、あくまでも提案を行う場合のみを対象としており、

事業期間中における規定ではないことに留意すること。

①短縮期間が 6 か月未満の提案の場合

サービス対価の仕組み及び支払方法は変更できないものとする。

②短縮期間が 6 か月以上の提案の場合

(1) に示す支払ルールを満たすことを前提として、施設整備対価に係る一時支払対価及び割賦支払対価の支払回数の変更を提案することができる。具体的には、短縮期間が 6 か月を超える毎に、一時支払対価（A）の支払回数を 1 回ずつ減らし、割賦支払対価（B）の支払回数を 1 回ずつ増やすことが可能である。例えば、短縮期間が「6 か月以上 1 年未満の場合」は、一時支払対価（A）の支払いは 8 回に、割賦支払対価（B）の支払いは 9 回となる。

このとき割賦支払対価の基準金利及び提案用の基準金利は、支払回数に応じて次のとおり設定するものとする。なお、支払いに係るその他の仕組みは他の場合と同様とする。

割賦支払対価 支払回数 (返済期間)	基準金利の対象*1	提案用 基準金利	基準金利決定日
8 回 (4 年)	6 か月 LIBOR ベース <u>4 年物</u> 円一円金利スワップレート	0.591%*2	平成 27 年 3 月 31 日 の 2 営業日前
9 回 (4 年 6 か月)	6 か月 LIBOR ベース <u>5 年物</u> 円一円金利スワップレート	0.684%*2	平成 26 年 9 月 30 日 の 2 営業日前
10 回 (5 年)			平成 26 年 3 月 31 日 の 2 営業日前

*1：東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）テレレート 17143 頁

*2：平成 22 年 6 月 1 日現在

(3) 維持管理対価（C）

維持管理対価は、維持管理業務及びその他本事業を管理運営するために実施するため必要となる一切の費用（その他の費用を含む）から構成されるものをいい、維持管理期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。

維持管理対価（C）は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。

支払回数は、年 2 回（平成 22 年度は年 1 回）とし年間支払額の 2 分の 1 相当額を 1 回あたりに支払い、維持管理期間中に計 17 回支払う。ただし、第 1 回支払日においては、事業契約締結時から平成 23 年 3 月末日までの分として、事業者が提案書において提

案した金額を支払う。

なお、当該対価に該当する費目については、<様式48>設計内訳書を参照すること。

(4) 研究支援対価 (D)

研究支援対価は、研究支援業務に関して必要となる一切の費用（その他の費用を含む）から構成されるものをいい、研究支援期間中に機構が事業者に対して支払うものをいう。

研究支援対価 (D) は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。

支払回数は、年2回（平成22年度は年1回）とし年間支払額の2分の1相当額を1回あたりに支払い、維持管理期間中に計17回支払う。ただし、第1回支払日においては、事業契約締結時から平成23年3月末日までの分として、事業者が提案書において提案した金額を支払う。

なお、当該対価に該当する費目については、<様式48>設計内訳書を参照すること。

3. サービス対価の支払い方法

機構は、事業者に対し「一時支払い対価 (A)」「割賦支払対価 (B)」「維持管理対価 (C)」「研究支援対価 (D)」を以下の規定に基づき支払うものとする。

(1) 施設整備対価

施設整備対価は、施設整備期間中の一時支払対価 (A) と施設整備完了後の割賦支払対価 (B) に分けて支払うものとする。

1) 一時支払対価 (A)

事業者は、施設整備期間において、上期（9月末日）は機構による出来高確認を受けた後、及び下期（3月末日）は機構による検収後施設の所有権移転が終了した後に、速やかに機構に請求書を提出する。機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して一時支払対価 (A) を支払う。

支払回数は、原則として各年度2回の計9回とする。

2) 割賦支払対価 (B)

事業者は、施設整備完了後から事業期間終了までの期間、9月末日（上期相当分）及び3月末日（下期相当分）に、機構による確認を得た後、機構に請求書を維持管理対価及び研究支援対価とともに提出する。機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して割賦支払対価 (B) を支払う。

支払回数は、各年度につき2回とし、計8回を支払う。

(3) 維持管理対価及び研究支援対価

機構は、事業者の維持管理業務の実施状況を監視し、要求水準が満たされている事を確認した上で、維持管理対価及び研究支援対価を支払う。

機構は、事業者からの各業務の業務報告書の提出を受け、半期（9月末日（上期相当分）及び3月末日（下期相当分））に一度、業務状況の良否を判断し、業務報告書の受領後速やかに事業者への業務監視結果を通知する。

当該通知の後に事業者は、機構に対して維持管理対価及び研究支援対価の各請求書を提出する。

機構は、機構は、請求書を事業者より受領した場合には、機構の支払期日において事業者に対して各対価を支払う。

支払回数は、年2回とし、計17回の支払いを予定している。これら対価は、支払い対象期間に係る対価全てを支払うものとし、延べ払いは行わない。

(4) 1円未満端数の取り扱い

入札にあたっては、表1に定めるサービス対価を構成する項目毎に「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」（昭和25年法律第61号）第3条に基づき、1円未満の端数を処理する。

4. サービス対価の改定方法

(1) 物価変動に伴う施設整備対価の改定

機構又は事業者は、事業契約の締結の日から本件施設の引渡予定日の前日までの間ににおいて、本件施設に係る施設整備費（上記表1の「施設整備費」区分が対象）に関して、機構工事請負契約条項第23条の定めに従い、改定をすることができるものとする。

また、施設整備対価に係る消費税等の税率変更に伴う増額は、機構が負担するものとする。

(2) 支払金利変動に伴う割賦支払対価の改定

提案書類の提出時に使用する基準金利（平成22年6月1日のスワップレート）と、実際に支払いに使用する基準金利（平成27年3月31日の2営業日前のスワップレート）に差が生じた場合、この差に応じて割賦支払対価を改定する。なお、利回り格差（スプレッド）については、提案書類の提出時の利率によるものとし、改定の対象としない。

(3) 物価変動に伴う維持管理対価の改定

機構又は事業者は、事業契約の締結の日から事業期間終了までの間において、維持管理対価（上記表1の「維持管理費」及び「その他費用」のそれぞれの区分が対象）に関して、機構工事請負契約書第23条の定めに従い、改定をすることができるものとする。

また、維持管理対価に係る消費税等の税率変更に伴う増額は、機構が負担するものとする。

(4) 物価変動に伴う研究支援対価の改定

事業期間中の物価変動に対応して研究支援対価を改定する。なお、研究支援対価に係る消費税等の税率変更に伴う増額は、機構は負担するものとする。

1) 支払額が一度も改定されたことがない場合の改定

提出書類の提出期限日の属する月（平成 22 年 9 月）の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度（平成 n 年度）と同年（平成 n 年）の 1 月の指数を比較し、± 3 %を超える変動がある場合、当該事業年度（平成 n 年度）の 1 回あたりの支払額（平成 n 年度 1 1 月の支払額及び平成 n + 1 年 5 月の支払額）を以下の算式に基づき改定する。

$$P_n = P_{22} \times (CPIG_n \cdot 01 / CPIG_{22} \cdot 09)$$

ただし、| (CPIG_n · 01 / CPIG_{22} · 09) | > 3 %

- P_n : 平成 n 年度の 1 回あたりの支払額
- P_{22} : 入札に基づく 1 回あたりの支払額
- $CPIG_n \cdot 01$: 平成 n 年 1 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税等の税率)
- $CPIG_{22} \cdot 09$: 平成 22 年 9 月の指数 / (1 + 指数調査月の消費税等の税率)

※共通事項 : 使用する指数は、「企業向けサービス価格指数・土木建築サービス」（日本銀行調査統計局）とする。なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。（以下同じ）

※ n : 改定対象となる支払額が属する事業年度の年数

2) 前事業年度までに支払額が一度以上改定されたことがある場合の改定

前回（最も最近）の改定時の事業年度（平成 r 年度）と同年（平成 r 年）の 1 月の指数と、改定対象となる支払対象期間が属する事業年度（平成 n 年度）と同年（平成 n 年）の 1 月の指数を比較し、± 3 %を超える変動がある場合、当該事業年度（平成 n 年度）の 1 回あたりの支払額（平成 n 年度 1 1 月の支払額及び平成 n + 1 年 5 月の支払額）を以下の算式に基づき改定する。

$$P_n = P_r \times (CPIG_n \cdot 01 / CPIG_r \cdot 01)$$

ただし、| (CPIG_n · 01 / CPIG_r · 01) | > 3 %

- P_n : 平成 n 年度の 1 回あたりの支払額

- ・ P_r : 平成 r 年度の 1 回あたりの支払額
- ・ $CPIGn \cdot 01$: 平成 n 年 1 月の指数／(1 + 指数調査月の消費税等の税率)
- ・ $CPIGr \cdot 01$: 平成 r 年 1 月の指数／(1 + 指数調査月の消費税等の税率)
- ※ n : 改定対象となる支払額が属する事業年度の年数
- ※ r : 前回（最も最近）の改定時の事業年度の年数

5. サービス対価の減額等

機構が事業者の業務状況を監視した結果、要求水準が満たされていないと判断した場合には、各業務に係るサービス対価を減額する場合がある。具体的な減額方法は、事業契約書（案）を参照すること。なお、減額後のサービス対価は、上記規定に従い、物価変動による改定を行った後の額に減額率を乗じて算出するものとする。

また、制度・研究環境の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合などに、機構と事業者はその対応について協議を行うものとする。そのとき、場合によってはサービス対価を減額又は増額することがある。

図1 年度別事業費イメージ

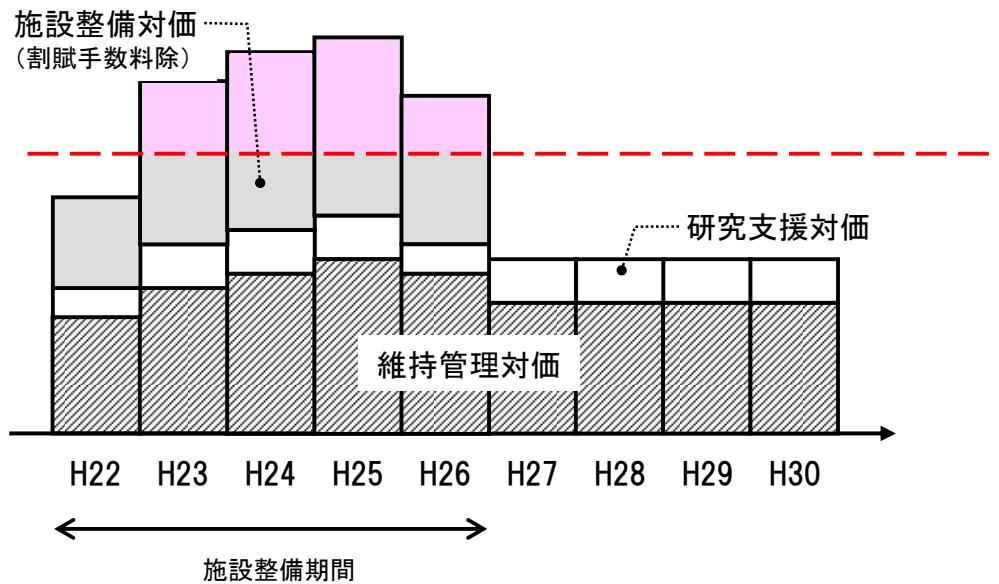
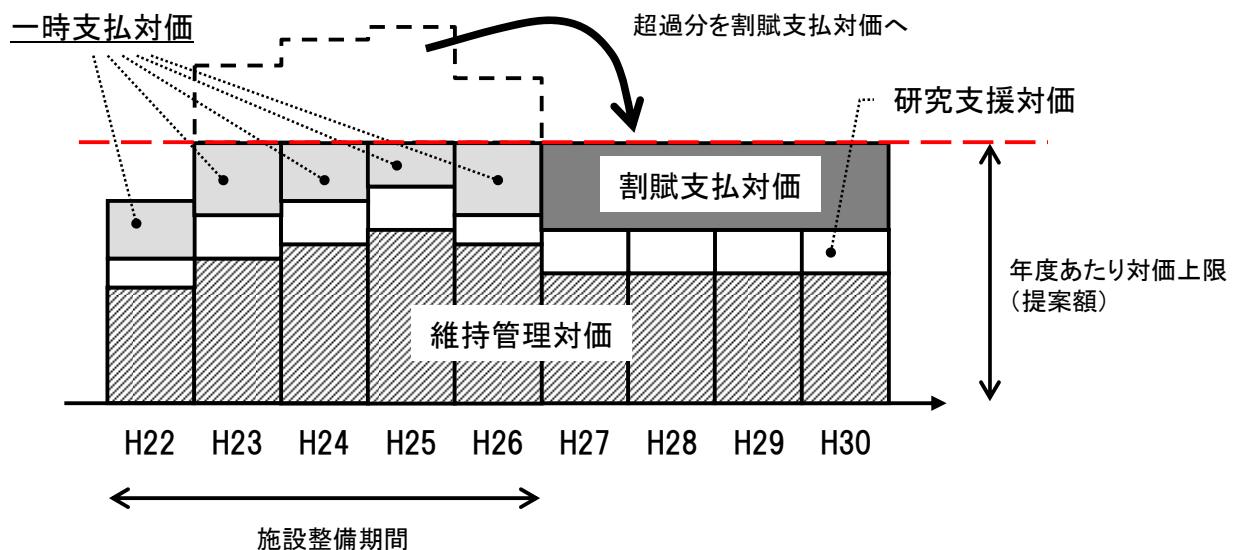


図2 サービス対価構成及び支払イメージ



注) 上図の各費用及び各対価の内訳は、あくまでもイメージであり、実際の関係を示したものではないことに留意すること。

<別紙1 補足資料>施設整備対価の支払方法について

1. 出来高と一時支払対価等の関係について

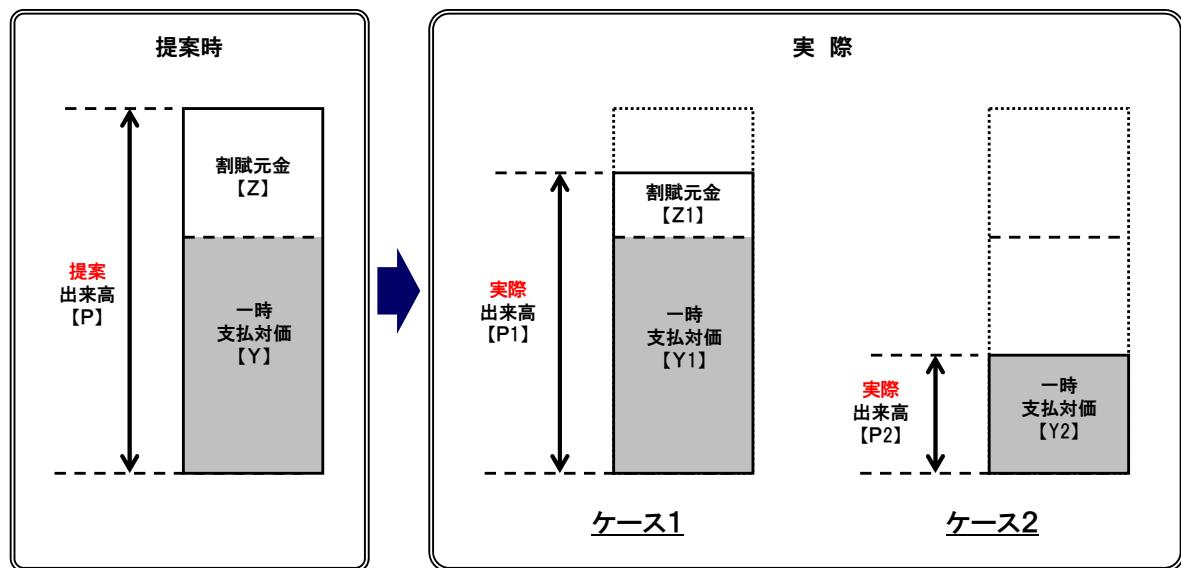
半期毎に支払われる状況について、出来高と一時支払対価等の関係について整理すると次のとおりとなります。

ケース1: 実際出来高（施設引渡を伴わない上期の部分払いについては、実際出来高に90%を乗じた金額）（P1）が提案一時支払対価（Y）を上回る（ $P1 > Y$ ）場合

- ・提案時の「一時支払対価」がそのまま支払われます（ $Y_1=Y$ 、ただし、下期の支払額は、上期部分払い分を控除した額）。
- ・当該支払での割賦元金は、実際出来高から一時支払対価を控除した金額となります（ $P1 - Y = Z_1$ ）。ただし、当該支払（半期）における割賦元金（半期相当分）は減少します。

ケース2: 実際出来高（施設引渡を伴わない上期の部分払いについては、実際出来高に90%を乗じた金額）（P2）が提案一時支払対価（Y）を下回る（ $P2 < Y$ ）場合

- ・「実際出来高」が支払われます（ $Y_2=P2$ 、ただし、下期の支払額は、上期部分払い分を控除した額）。
- ・この場合、割賦元金になる金額はありません。（ $Z=0$ ）



図A 施設整備対価と出来高の関係（イメージ）

P_i, Y_i, Z_i は、上期については上期分、下期については年度全体の額を示す。

2. 割賦支払対価（B）について

上述のとおり、出来高に応じて割賦元金は変動しますが、原則として施設整備対価全体は変化せず、割賦支払対価の前提となる元金を変動させません。

3. その他費用の支払いについて

施設整備対価のその他費用のうち、次の費用については、実際出来高に関係なく、提案に基づき一時支払対価として支払を行います。

【対象対価】

- ・事業者の開業に伴う諸費用（会社設立費等）
- ・融資組成手数料
- ・その他施設出来高に直接関係しない費用